

利用の種別及びコミュニティサイクルの種類		利用期間	金額		
			一般	学生等	障害者等
定期利用	自転車	1か月	2,000円	1,600円	1,000円
		2か月	4,000円	3,200円	2,000円
		3か月	5,400円	4,300円	2,700円
1日利用	自転車	1日	300円 (5日利用は、1,000円)		
	電動アシスト自転車	1日	400円		

備考

- 1 この表において「学生等」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校その他鉄道事業者等が通学を目的とする定期乗車券の発売を認めた学校に在学する者をいう。
- 2 この表において「障害者等」とは、次に掲げる者をいう。
 - (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
 - (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
 - (3) 療育手帳制度について（昭和48年厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に基づく都道府県等の規程により療育手帳の交付を受けている者
 - (4) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項に規定する保護を受けている者
 - (5) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者
 - (6) 前項に規定する学生等で、授業料の減額又は免除を受けている者
 - (7) 前項に規定する学生等で、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第13条の規定による資金の貸付けを受けている者
 - (8) 前項に規定する学生等で、堺市奨学金に関する規則（平成27年教育委員会規則第15号）に基づく奨学金の交付を受けている者
 - (9) 前項に規定する学生等で、独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）第14条第1項に規定する学資金の貸与を受けている者その他これに類する者として市長が定めるもの